

令和 7 年度事業報告

会 員 数 978 人

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1 新発田支部活動事業

項目	実施日 (/)	会場・内容・参加人数 (人)
1. 通常集会	6/25 (水)	会場：イクネスしばた 内容：令和 6 年度事業報告・会計報告・会計監査報告 令和 7 年度事業計画・予算 (案) →承認 令和 7 年度支部役員改選 (案) →承認 参加人数：出席者 41 人 委任状 792 人 合計 833 人
2. 諸会議 1) 支部役員会	4 回	・理事会・支部長会議報告 ・各委員会の計画・報告 ・会計報告・予算について検討 ・研修会の検討 ・次年度以降の役員、委員選出の検討 ・支部マニュアルの見直し検討
2) 委員会 推薦委員会	3 回	・役員分担表 (案) 作成
3) その他		・なし
3. 地域活動 事業等 (支部長参加)	2 回 1 回 1 回 1 回 2 回	・新発田市防災会議 R7. 5. 23 (金) ・かえつ医療介護連携協議会 R7. 7. 31 (木) ・しばた地域医療介護連携センター運営協議会 R7. 7. 31 (木) ・下越地域医療構想調整会議 R7. 7. 28 (月) ・地域医療支援委員会 R7. 6. 19 (木) R8. 2. 5 (木)
4. 会員拡大 活動		・支部役員会で会員数報告と会員増への依頼 ・施設での新入職者や未加入者への入会に向けた働きかけ の継続
5. その他 1) 広報活動	1 回	・新発田支部 機関紙「かけ橋」発行
2) 祝電	1 回	・県立新発田病院附属看護専門学校 (卒業式)

6.研修事業等 支部看護研修 「地域の看護を 知ろう、語ろ う、つなげよう ～in 新発田 2024-2025～」	日 時	令和7年度 全3回開催 第1回 令和7年 7月 4日（金）18：00 ～ 19：20 第2回 令和7年10月17日（金）18：00 ～ 19：20 第3回 令和7年12月17日（水）18：00 ～ 19：20
	参加者 数	第1～3回 延べ参加者110名 (保健師35名、助産師9名、看護師66名)
	会 場 受講料	新発田市 イクネスしばた 会員、非会員ともに無料
	ねらい	1. 新発田圏域内の様々な現場で働く看護職の現状を知る 2. 新発田圏域で求められる看護の課題を明らかにする 3. 課題解決のための取り組みを計画、実行する

2 支部関係

（1）役員会及び合同会議

- 第1回 令和7年6月25日（水）（30名）
新・旧役員引継ぎ
- 第2回 令和7年9月4日（金）（19名）
理事会報告・支部長会議報告
三職能合同研修について
- 第3回 令和7年12月17日（水）（18名）
理事会報告・支部長会議報告
三職能合同研修について
機関紙「かけ橋」発行について
- 第4回 令和8年2月25日（水）（17名）
理事会報告・支部長会議報告
三職能合同研修について
次年度以降の役員、委員選出の検討
次年度新発田支部通常集会について
機関紙「かけ橋」発行について

（2）推薦委員会

- 第1回 令和7年 6月25日（水）（3名）
- 第2回 令和7年12月17日（水）（2名）
- 第3回 令和8年 2月25日（水）（3名）

(3) 職能委員会活動

◎研修会：三職能合同研修会

「地域の看護を知ろう、語ろう、つなげよう～in 新発田 2024-2025～」

<第1回研修会>

日 時 令和7年7月4日（金）18：00～19：20

参加者 41名（保健師12名、助産師3名、看護師26名）

テーマ 「新発田地域の看護を語ろう①」

1) 保健師、施設、病院から地域連携の困難事例を発表

事例1 病院 精神科患者困難事例 県立新発田病院 中西 進二 氏

事例2 施設 自宅復帰困難事例 老人保健施設愛広苑 猿子 諒 氏

事例3 地域 在宅支援困難事例 新発田市役所 飯田 雅代 氏

2) GW：困難事例をとおして、実践者レベルでの問題・課題を抽出する

「地域の課題を自施設の職能活動からの考える」

困難事例をとおして、身体的・心理的・社会的・倫理的問題から施設における実践者レベルでの課題と限界を考える。

<第2回研修会>

日 時 令和7年10月17日（金）18：00～19：20

参加者 34名（保健師12名、助産師3名、看護師19名）

テーマ 「新発田地域の看護を語ろう②」

1) 第1回研修会の事例検討内容を簡潔に発表する（前回発表者）

2) GW：地域の課題について自施設から職能連携を考える

前回のGWで抽出された問題・限界・課題から、実践者レベルでの自施設を超えた地域の連携方法を検討する

<第3回研修会>

日 時 令和7年12月17日（水）18：00～19：20

参加者 35名（保健師11名、助産師3名、看護師21名）

テーマ 「新発田地域の看護をつなげよう」

「地域の課題について各職能の視点で連携を提案する」

1) GW：前回の事例で導き出た、繋がりたい職種、施設はどのように受け取ることができるかを各職能で検討し、地域で連携できる

2) 「課題解決のための取り組み計画」を作成する

○保健師職能委員会

第1回 令和7年 6月25日（水） （6名）

第2回 令和7年12月17日（水） （4名）

第3回 令和8年 2月25日（水） （5名）

○助産師・看護師職能ⅠⅡ委員会

第1回 令和7年 6月25日(土) (10名)

第2回 令和8年 2月25日(水) (5名)

3 新潟県看護協会関係

令和7年度(2025年)新潟県看護協会通常総会

令和7年6月18日(水) 新潟グランドホテル 支部長出席

理事会

第1回 令和7年 5月24日(土) 看護研修センター 支部長出席

第2回 令和7年 6月18日(水) 新潟グランドホテル 支部長出席

第3回 令和7年 7月26日(土) 看護研修センター 支部長出席

第4回 令和7年10月25日(土) 看護研修センター 支部長出席

第5回 令和8年 1月31日(土) 看護研修センター 支部長出席

第6回 令和8年 3月21日(土) 看護研修センター 支部長出席

支部長会議

第1回 令和7年 7月26日(土) 看護研修センター 支部長出席

第2回 令和7年10月25日(土) 看護研修センター 支部長出席

第3回 令和8年 3月21日(土) 看護研修センター 支部長出席

会計関係

会計担当者説明会

令和7年7月12日(土) 看護研修センター 会計担当1名出席

予算編成説明会議

令和7年9月27日(土) 看護研修センター 会計担当2名出席

4 機関紙「かけ橋」の発行 1回

令和7年度 第34号

令和7年度 決算報告書									
									(公社)新潟県看護協会 新発田支部
									(単位:円)
勘定科目	公益目的事業会計 (集会・研修・地域活動)		法人会計 (役員会等支部の運営)		合 計		内 容		
	予算額	執行額	予算額	執行額	予算額	執行額			
収									
支部受取会費	253,000	244,750	253,000	244,750	506,000	489,500	支部会費		
参加料収入	0				0	0	集会等参加料		
負担金収入	0				0	0	協力負担金		
受取寄付金	0				0	0	寄付金		
受取利息	1,000	1,206	0		1,000	1,206	預金の利息		
支部活動費収入	138,000	28,018	138,000	28,019	276,000	56,037	支部活動費収入		
	0		0		0				
雑収益	0		0		0	0	図書販売手数料 その他上記に当てはまらない収入		
収益 計(A)	392,000	273,974	391,000	272,769	783,000	546,743			
報酬	50,000		0		50,000	0	集会・研修等講師の謝金(差引支給額・源泉徴収額)		
旅費交通費	90,000	185,564	210,000	9,292	300,000	194,856	旅費(乗車券代・宿泊代・タクシー代・役員会旅費・日当など)		
通信運搬費	55,000	45,485	25,000	1,890	80,000	47,375	切手代・電話代・インターネット・宅急便・振込手数料		
消耗品費	85,000		150,000	201,645	235,000	201,645	PC購入代金、文具・封筒・コピー用紙・プリンタインク・ファイル・ゴミ袋・お花など		
修繕費	0		0		0	0	修理代・保守料		
印刷製本費	70,000	71,500	0		70,000	71,500	コピー代・冊子やチラシ・宛名シールの印刷代		
光熱水費	0		0		0	0	電気・ガス・水道・灯油		
賃借料	30,000	23,700	4,000	5,170	34,000	28,870	集会・研修・役員会などの会場代・機器レンタル料		
需用費	2,000		1,000		3,000	0	昼食代・お茶代・お菓子代		
租税公課	3,000		0		3,000	0	税金		
委託費	6,000		0		6,000	0	クリーニング代		
渉外費	0		0		0	0	お土産代		
研修費	0		0		0	0			
雑費	1,000	660	1,000	2,695	2,000	3,355	残高証明発行手数料・両替手数料(ほか上記にあてはまらない費用)		
費用 計(B)	392,000	326,909	391,000	220,692	783,000	547,601			
利益(A-B)	0	▲ 52,935	0	52,077	0	▲ 858			
期首残高	200,000	▲ 855,695	0	1,056,553	200,000	200,858	前年度繰越金		
期末残高	200,000	▲ 908,630	0	1,108,630	200,000	200,000	次年度繰越金		

報 告 事 項

令和 7 年度決算の概要は以下の通りです。

1. 収益の部

支部受取会費は 489,500 円、対前年比 28,000 円の減（会員 979 人 56 人減）となりました。また、支部活動費収入（新潟県看護協会からの活動助成金）は、276,000 円でしたが、看護協会へ 219,963 円戻し入れの為 56,037 円でした。

2. 費用の部

費用合計は 547,601 円、対前年比 235,230 円の減となりました。

費用増の要因として、今年度の研修会活動を 3 職能合同で実施したことや外部講師の依頼がなく報酬の発生がなかったこと、架け橋を個人から各職場発送に敷いたこと等から費用の削減につながったと考えます。

3. 収益合計	支部受取会費	489,500 円		
	支部活動費収入	276,000 円		
	+	受取利息	1,206 円	= 766,706 円

4. 費用合計	公益目的会計	324,929 円		
	+	法人会計	222,672 円	= 547,601 円

収入金額が 20 万円を超える場合は新潟県看護協会の規定により 2025 年度の支部活動費収入の中から新潟県看護協会に返金処理を行うため以下となります。

$$766,706 \text{ 円} - 219,963 \text{ 円} = 546,743 \text{ 円}$$

決算合計は、 収益 546,743 円 費用 547,601 円

収支差額は、 - 858 円

$$- 858 \text{ 円} + 200,858 \text{ 円 (前年度繰越金)} = 200,000 \text{ 円}$$

が繰越金となりました。

会 計 監 査 報 告 書

会計監事 佐久間 彩子

会計監事 本間 泰子

令和8年 4 月 28 日に実施いたしました令和7年度の会計監査の結果、収入・支出共、適正に処理されていたことを報告いたします。

令和 8 年度事業計画（案）

1 教育に関するもの

三職能合同研修会 開催

詳細未定

2 運営に関するもの

1) 通常集会

日時：2026 年 6 月 30 日（火）17：45～18：30

場所：イクネスしばた

2) 役員会 4 回以上

3) 各職能委員会 1 回以上

3 広報活動、その他

1) 機関紙「かけ橋」の発行 1 回

2) 祝電：県立新発田病院附属看護専門学校（卒業式）

4 県協会事業関係

1) 支部長会議

2) 支部予算執行確認

3) 理事会

4) 予算編成説明会議

5 関係機関、団体との連携協力

1) 下越地域医療連絡協議会

2) 災害コーディネーター

3) しばた地域医療介護連携センター運営協議会

4) その他

令和8年度 収支予算書					(単位:円)	
2026年 4月 1日～2027年 3月31日					(公社)新潟県看護協会 新発田支部	
年間予算額						
勘定科目	公益目的事業会計 (集会・研修・地域活動)	法人会計 (役員会等支部の運営)	合 計	内 容		
収 益	支部受取会費	248,000	248,000	支部会費 @500×992人		
	参加料収入		0	集会等参加料		
	負担金収入		0	協力負担金		
	受取寄付金		0	寄付金		
	受取利息	1,000	1,000	預金の利息		
費 用	支部活動費収入	262,000	262,000	支部活動費収入		
	雑収益		0	図書販売手数料 その他上記に当てはまらない収入		
	収益 計(A)	511,000	248,000			
	報酬	50,000	0	集会・研修等講師の謝金(差引支給額・源泉徴収額)		
	旅費交通費	85,000	176,000	旅費(乗車券代・宿泊代・タクシー代・役員会旅費・日当など)		
費 用	通信運搬費	60,000	30,000	切手代・電話代・インターネット・宅急便・振込手数料		
	消耗品費	30,000	10,000	文具・封筒・コピー用紙・プリンタインク・ファイル・ゴミ袋・お花など		
	修繕費	0	0	修理代・保守料		
	印刷製本費	174,000	0	コピー代・冊子やチラシ・宛名シールの印刷代		
	光熱水費	0	0	電気・ガス・水道・灯油		
	賃借料	40,000	30,000	集会・研修・役員会などの会場代・機器レンタル料		
	需用費	2,000	1,000	昼食代・お茶代・お菓子代		
	租税公課	3,000	0	税金		
	委託費	66,000	0	クリーニング代,ZOOMサポート費		
	渉外費	0	0			
	研修費	0	0			
	雑費	1,000	1,000	残高証明発行手数料・両替手数料 ほか上記にあてはまらない費用		
	費用 計(B)	511,000	248,000			
	利益(A-B)	0	0			
	期首残高	200,000	200,000	前年度繰越金		
	期末残高	200,000	200,000	次年度繰越金		

新発田支部役員・職能委員・推薦委員

新任者推薦名簿（案）

役員名	職能	氏名	勤務場所	任期
支部長	看	やまぐち ともこ 山口 智子	新潟手の外科 研究所病院	2
副支部長	看	さとう るみこ 佐藤 留美子	新潟手の外科 研究所病院	2
支 部 理 事	保	あべ ようこ 阿部 洋子	聖籠町役場＊	2
	助	おがわ はなこ 小川 華子	新潟県立 新発田病院＊	2
	看Ⅰ	おの みえ 小野 美栄	新潟県立 新発田病院＊	2
	看Ⅱ	いちはら みわこ 市原 美和子	老人保健施設中条愛広苑＊	2
会計監事	保	いりくら まき 入倉 真紀	中条中央病院	2
推薦委員	看	すぎもと なぎさ 杉本 渚	阿賀野病院	2
	保	こばやし しょうこ 小林 晶子	新発田市役所	2
保健師 職能委員	保	あべ ようこ 阿部 洋子	聖籠町役場＊	2
	保	たんば あやの 丹波 あやの	新発田地域振興局	2
	保	わたなべ みほ 渡辺 美穂	新発田市役所	2
助産師 職能委員	助	おがわ はなこ 小川 華子	新潟県立 新発田病院＊	2
看護師 職能委員	看Ⅰ	おの みえ 小野 美栄	新潟県立新発田病院＊	2
	看Ⅰ	くつわだ みき 轡田 美樹	あがの市民病院＊	2
	看Ⅱ	いちはら みわこ 市原 美和子	老人保健施設中条愛広苑＊	2

＊重複

令和 8 年度
新発田支部役員・職能委員・推薦委員名簿（案）

役員名	職 能	氏名	勤務場所	任 期	役員名	職 能	氏名	勤務場所	任 期
支部長	看	やまぐ ともこ 山口 智子	新潟手の外科 研究所病院	2	保健師 職能委員	保	あべ かずえ ◎阿部 和恵	新発田市役所	1
副支部長	看	さとう るみこ 佐藤 留美子	新潟手の外科 研究所病院	2		保	はやし りか 林 梨花	胎内市役所	1
	看	さとう じゅんこ 佐藤 純子	あがの市民病院	1		保	あべ ようこ 阿部 洋子	聖籠町役場	2
会計	看	こばやしかずみ 小林 一美	新潟県立 新発田病院	1		保	たんば あやの 丹波 あやの	新発田地域振興局	2
	看	いのうえ としこ 井上 敏子	新潟県立 新発田病院	1	助産師 職能委員	保	わたなべ みほ 渡辺 美穂	新発田市役所	2
支部理事	保	あべ かずえ ◎阿部 和恵	新発田市役所	1		助	わたなべ ゆうこ ◎渡邊 悠子	新潟県立 新発田病院	1
	保	あべ ようこ 阿部 洋子	聖籠町役場	2	看護師 職能委員	助	おがわ はなこ 小川 華子	新潟県立 新発田病院	2
	助	おがわ はなこ 小川 華子	新潟県立 新発田病院	2		看 I	たなか いつか 田中 いつか	新潟県立 新発田病院	1
	助	わたなべ ゆうこ ◎渡邊 悠子	新潟県立 新発田病院	1		看 I	おの みえ 小野 美栄	新潟県立 新発田病院	2
	看 I	おの みえ 小野 美栄	新潟県立 新発田病院	2		看 I	しみず てつや ◎清水 哲矢	有田病院	1
	看 I	しみず てつや ◎清水 哲矢	有田病院	1		看 I	くつわだ みき 響田 美樹	あがの市民病院	2
	看 II	いちはら みわこ 市原 美和子	老人保健施設 中条愛広苑	2		看 II	いちはら みわこ 市原 美和子	老人保健施設 中条愛広苑	2
会計監事	看	ほんま たいこ 本間 泰子	新潟県立新発田病院 付属看護専門学校	1	◎は職能委員長				
	保	いりくら まき 入倉 真紀	中条中央病院	2					
推薦委員	保	こばやししょうこ 小林 晶子	新発田市役所	2					
	助	すがわら みな ◎菅原 美奈	新潟県立 新発田病院	1					
	看	みうら さちえ 三浦 幸恵	新潟県立 新発田病院	1					
	看	すぎもと なぎ 杉本 渚	阿賀野病院	2					

公益社団法人新潟県看護協会新発田支部運営規約

公益社団法人新潟県看護協会（以下「県協会」という。）が定款に規定する事業目的を実現するため、地域に設置する組織の構成及び運営について必要な事項を定める。

（名称）

第1条 支部の名称は公益社団法人新潟県看護協会新発田支部（以下「支部」という。）という。

（組織）

第2条 支部は新発田地域に勤務また住所を有する県協会の会員（以下「会員」という。）をもって組織する。

（目的）

第3条 支部は県協会と連携のもとに、職業倫理の向上を図り、看護に関する専門的教育研修ならびに学術の研究に努めることにより、地域住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事務所）

第4条 支部の事務所は、支部長が所在する施設又は住所に置く。

（会員管理）

第5条 支部の会員管理は、県協会の資料により作成される会員名簿により行う。

2 会員名簿は常時事務所に備え置かなければならない。

3 会員名簿により取得された情報は事務所で管理し、会員管理のために利用する以外、他に利用してはならない。併せて、個人情報保護法および県協会関係規定を遵守し管理しなければならない。

（資産）

第6条 支部の資産は、支部会費、支部活動費、その他の収入を持って構成する。

2 資産の管理は支部長が行う。

3 資産のうち、現金の管理は金融機関を利用して行う。現金を除く資産の管理方法は集会の承認を得て別に定める。

（支部会費）

第7条 支部の会費は県協会から配賦される金額を持って支部会費とする。

（支部活動費）

第8条 支部における事業活動の資産とするため、会員から支部活動費を徴収することができる。

2 徴収金額は、支部活動に必要とする金額を限度として、集会で決議する。

（事業年度）

第9条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第10条 本運営規約および県協会定款に定める目的を実現するために、支部において事業を執行し、予算を経理する。

（事業計画・予算及び決算）

第11条 事業計画および予算は支部長が作成し、県協会の承認を得なければならない。

2 決算は、支部資料に基づき県協会に依頼する。

(集会)

第12条 会員で構成する集会を開催する。

2 集会は通常集会と臨時集会とし、開催時期は別に定める。

3 集会における議決事項および報告事項は次のとおりとする。

(1) 議決事項

ア 事業報告及び収支決算

イ 事業計画及び収支予算

ウ 支部運営規約の改正

エ 支部組織役員の選任

オ その他集会において承認が必要と認められる事項

(2) 報告事項

ア 活動報告

イ その他集会において報告が必要と認められる事項

(集会の招集)

第13条 支部長は毎年1回通常集会を招集するほか、必要に応じ臨時集会を招集する。

2 集会を招集する場合は、集会の日時、場所、および目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに会員に通知しなければならない。

(集会の定足数および決議)

第14条 集会は、会員数の1/2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、過半数の同意で議事を決する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(集会の議長)

第15条 議長は、集会に出席した会員の中から選出する。

(集会の議事録)

第16条 集会の議事については、県協会定款の規定に準じた議事録を作成するものとする。

(役員)

第17条 支部に以下の役員を置くものとし、会員の中から選出する。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 1名以上

(3) 会計責任者 2名以内

(4) 保健師、助産師、看護師Ⅰ及びⅡの職能責任者 各1名

2 円滑な支部活動を展開するため必要と認める場合は、集会の決議により第Ⅰ項に定める役員に加えてその他の役員を選任するほか、委員会を組織することができる。

3 会議、委員会の組織運営は、支部において定める。

(役員職務)

第18条 支部長は、支部を代表し業務を統理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるときまたは支部長が欠けた時は、支部長の職務を代行し、またはその職務を執行する。

3 会計責任者は支部長を補佐し、会計に関する業務を分掌する。

4 職能責任者は支部長を補佐し、それぞれの職能に関する業務を分掌する。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、選任された通常集会終了の翌日からその翌々年に開催される県協会通常総会の日までとする。

2 役員の辞任、任期満了による場合、後任者が就任するまでの期間は、なお従前の役員がその職務を行う。

3 任期終了後の再任は妨げない。ただし、同一の役職に就任する場合は6年を超えることは出来ない。

(費用弁償)

第20条 役員及び会員が支部の業務に従事した場合は、日当及び旅費を県協会旅費規程に基づき支給するものとする。

(1) 日当

ア 半日(3時間未満) 1,000円

イ 一日(半日以外) 1,500円

(2) 旅費

原則として公共交通機関利用による旅費の実費

(3) 通信費

業務のため、個人の負担で電話を利用した場合は実費を支給する。

実費の額が不明な場合は1回あたり100円とする。

2 第1項以外の講師等に費用弁償を行おうとする場合は、上記旅費規定に基づき支給することとし、予め支部長の承認を得なければならない。

附

則

この規約は、平成24年4月1日より施行する。

改正 平成24年6月2日

この規約は、平成28年7月23日より施行する。

改正 平成28年7月23日

この規約は、平成29年7月8日より施行する。

改正 平成29年7月8日

この規約は、令和元年6月29日より施行する。

改正 令和元年6月29日

この規約は、令和6年10月26日より施行する。

改正 令和6年10月26日